

令和 8 年度 新婚生活支援事業の手続きについて

○対象となる方（次の 1～8 すべてを満たす必要があります）

1. 婚姻の届出の受理日における夫婦の年齢が、いずれも **39 歳以下** であること
2. 夫婦の双方が加賀市民であり、交付申請時点の住民基本台帳に記録された住所が新住宅の所在地と同一であること
3. 夫婦の双方が、交付申請の日から起算して 3 年以上継続して加賀市に居住する意思があること
4. 夫婦の所得額が 500 万円未満であること（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする）
5. 夫婦の双方に市税等の滞納がないこと
6. 令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、婚姻届けが受理された夫婦であること
7. 国の住宅に係る補助金の交付を受けていないこと
8. 夫婦の双方が「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」を交付申請日までに受講していること

○申請の流れ

手続き内容など	提出書類	備考
補助金交付申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市新婚生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） ・対象世帯の住民票の写し ・婚姻を証明する書類（戸籍謄本、婚姻届受理証明 等） ・対象世帯の直近の所得証明書の写し ・市税の滞納がないことを証明する書類 ・貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を受けている場合のみ） ・新住宅の売買契約書の写し（住居を購入した場合） ・新住宅の請負契約書の写し（住宅を新築した場合） ・新住宅を賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合） ・住宅手当支給証明書の写し（住宅を賃借している場合） ・リフォーム工事の契約内容が確認できる工事請負契約書または請書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合） ・補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し ・支援プログラム受講等報告書（様式第 3 号） ・請求書 	<p>対象となる費用は「住居費」「リフォーム費」「引越費用」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻の前に取得した住宅の場合は、<u>婚姻日前 1 年の間に取得したものに限り</u>ます。 ・婚姻の前にリフォームを行った場合は、<u>婚姻前 1 年の間にリフォームしたものに限り</u>ます。 ・引越費用とは、<u>新住宅に引っ越す際に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用のこと</u>です。
審査完了後、決定通知書の交付（市）		
補助金の振込み		補助金の交付申請書が受理されてから、概ね 1 か月後

※補助金の交付は予算の範囲内で行いますので、必ず補助が受けられるものではないことをご理解願います。